

会員の皆様へ

2020年4月1日施行 フロン排出抑制法改正に関する アンケートへの御協力をお願い

～ 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みになりました ～

令和3年2月
環境省

平素より地球温暖化対策及びフロン類の排出抑制対策に御協力いただき誠にありがとうございます。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」という。）では、フロン類を冷媒として使用している第一種特定製品（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等）の廃棄に際して、フロン類を回収することが義務づけられています。地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）では、機器廃棄時における冷媒回収率を2020年に50%、2030年に70%とすることを目標としていますが、廃棄時回収率は直近でも4割程度にとどまっています。

このような状況を踏まえ、地球温暖化に影響度の高いフロン類の回収の更なる推進を図るため、2020年4月に改正フロン排出抑制法が施行されました。この改正により、フロン類を適切に回収せずに廃棄した場合の罰則が強化されるなど、第一種特定製品の廃棄に係る主体が相互に確認・連携し、フロン類が未回収のまま第一種特定製品が廃棄されることを許さない仕組みが構築されました。特に、建物解体時の規制が強化されるとともに、フロン類の回収の確認ができない機器の引取が禁止され、違反した場合の罰則も強化されています。

皆様におかれましては、今一度裏面及び参考 URL の内容を御確認いただき、更なる御理解御協力をいただきますよう、お願いいたします。

また、環境省では、フロン排出抑制法の認知状況の把握及びより効果的な普及方策の検討に向けて、Webアンケート「機器廃棄時のフロン類回収に関するアンケート調査」を実施しています。

下記 URL 又は QR コードよりアンケートに御協力いただければ幸いです。パソコン・スマートフォンのいずれからでも御回答いただけます。

【アンケート調査について】

※実施期間：実施中～2021年3月12日（金）

●アンケート調査 URL：<https://questant.jp/q/furon>



※ 今年度、改正フロン排出抑制法に関する説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を予定していませんが、3月末を目処に環境省 HP に動画の掲載を予定しております。

※ 本アンケートは、フロン類廃棄時回収率向上支援業務の受託先である株式会社三菱総合研究所および共同事業実施者であるエム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社にて実施しております。

【お問い合わせ先】

●フロン類廃棄時回収率向上支援業務事務局（エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株) (MRA) 内）
メール：flon-int@ml.mri-ra.co.jp TEL：0120-056-787（平日のみ 09:30～17:30）

●環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL：03-3581-3351（内線 6752）

2020年4月1日施行 フロン排出抑制法改正の概要

⇒詳細はフロン排出抑制法ポータルサイト：<http://www.env.go.jp/earth/furon/>をご覧ください。

1. 改正の背景

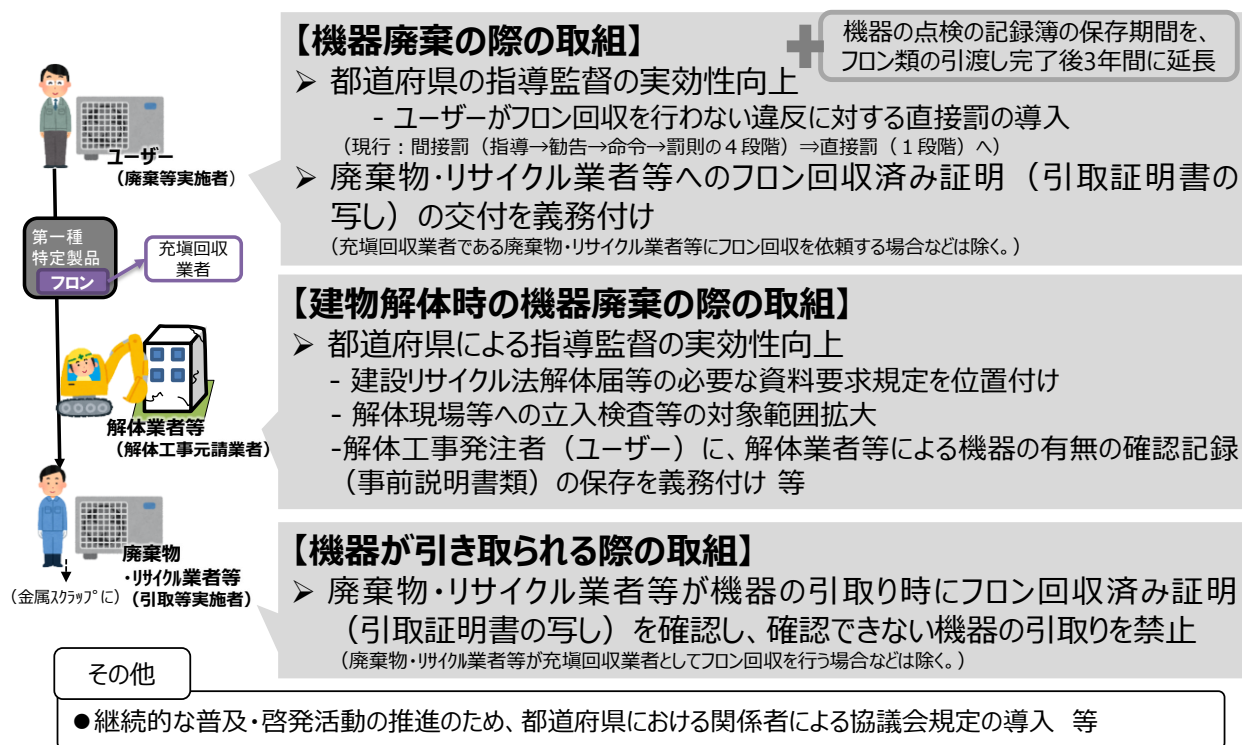
2001年のフロン回収・破壊法制定に伴い、機器廃棄時のフロン類の回収が制度化されました。しかし、機器廃棄時のフロン類回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱に止まっている状況です。

このようなフロン類の未回収の要因を分析し課題を抽出するため、2018年に経産省・環境省が共同で調査・ヒアリングを実施しました。

その結果、フロン類未回収分（6割強）のうち半分強（3割強）は、機器廃棄時にフロン類の回収作業が行われなかったことに起因しており、特に建物解体に伴う機器廃棄においてフロン類の回収作業が行われなかった場合が多いことがわかりました。また、廃棄物・リサイクル業者が廃棄された機器を引き取る際に、フロン類の回収作業がされているかどうかを確認する仕組みがなく、フロン類が放出されてしまっている場合があることもわかりました。

2. 主な改正内容

そこで、2020年度に廃棄時回収率50%の目標を達成するためには回収作業が行われるようにする対策が必要だとして、2019年に法改正がなされました。2018年調査の分析結果から、特に建物解体時の機器廃棄への対策や、廃棄機器を引き取る際にフロン回収を確認する仕組みが設けられました。



3. 廃棄物・リサイクル業者の皆様へのお願い

廃棄物・リサイクル業者の皆様が取り扱う機器の中には、フロン排出抑制法の対象である第一種特定製品(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等)が含まれている場合があります。2020年4月に改正フロン排出抑制法が施行され、第一種特定製品を引き取る際には、フロン類が回収済みであることを証明する書類の確認が必須となりました。しかしながら、フロン類を取り巻く状況やフロン排出抑制法の内容について、まだ認識されていない方もいると考えています。

皆様は、第一種特定製品を取り扱う様々な方と接する機会が多いことと思います。改正法の内容を認識されていない方がいた場合には、リーフレット等を活用し、皆様からも改正内容の周知に御協力をいただければ幸いです。

- 機器管理者向リーフレット (<http://www.env.go.jp/earth/furon/files/kikikanrileaflet.pdf>)
- 廃棄物・リサイクル業者向リーフレット (<http://www.env.go.jp/earth/furon/files/recycleleaflet.pdf>)
- 建設・解体業者向リーフレット (<http://www.env.go.jp/earth/furon/files/kensetsukaitaileaflet.pdf>)